

石 福 総 第 5 7 9 号  
令 和 元 年 6 月 2 8 日

石狩市社会福祉審議会  
会 長 鈴 木 幸 雄 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく  
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 保育料の改定について
2. 第4次石狩市地域福祉計画の策定について
3. 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

令和元年6月28日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄

保育料の改定について（答申）

令和元年6月28日付け石福総第579号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

保育料の無償化については、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴う内容であるとともに、第2子の無償化の拡大については、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものであることから妥当であると判断する。

また、厚田保育園の小規模保育事業所の移行に伴う保育料については、負担の公平性と在園児の保護者負担に配慮された内容であることから妥当であると判断する。